

# 東京都における認知症施策について

## (令和7年度 主な新規・拡充事業 資料3の事業以外)

- ①認知症のある人の社会参加推進事業
- ②介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修
- ③医療従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修
- ④認知症サポート検診事業
- ⑤認知症抗体医薬対応支援事業
- ⑥共生社会の実現を支える認知症研究事業

## 社会参加の現状・課題

- ✓ 「認知機能低下および認知症のリスク低減」（WHOガイドライン）においては、社会参加と社会的な支援は健康と幸福とに強く結びついており、社会的な関わりに組み込まれることは一生を通じて支援されるべきと示されている
- ✓ 認知症になってからも元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境を整えることが求められている
- ✓ 令和7年3月に東京都が策定した「東京都認知症施策推進計画」では、認知症のある人の社会参加の推進を重点目標の一つとしている

## 取組の概要

1. 地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、認知症のある人が地域の一員として役割を持つよう、社会参加の機会創出に取り組む区市町村を支援（必須事業）。

さらに、①上記取組について市民に対する普及啓発や、  
②上記取組で得たノウハウ等を地域の事業者等に提供した場合の経費についても支援（任意事業）。

**補助基準額：必須事業 5,000千円  
任意事業（①+②）2,000千円**

**補助率：10/10 規模：8自治体（R7）**

2. 本格実施に向けて効果測定に係る指標の設定や課題の洗い出しを行い、補助対象とする取組や事業スキームを協議する検討会を設置（都が直接実施：885千円）

令和7年度予算：56,885千円



## 事業イメージ

R6

R7

R8～11

先行自治体での事業実施（R6：4自治体、R7：8自治体）

検討会

検討会

検討会

検討会

検討会

検討会

本格実施

※R11年度までに都内全域

# 高齢者権利擁護推進事業 介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修【新設】参考資料1-2

## 現状と課題

- 令和6年1月に施行された認知症基本法では、「全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことが基本理念
- 平成30年6月に策定された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省）」が介護現場で実践されるよう、研修が広く実施される必要があり、研修を実施できる人材の育成が必要



**介護サービス事業所の管理者等が、認知症のある人の意思を尊重した支援の手法を、より深く学ぶ機会を提供するための研修を実施**

### <厚生労働省ガイドライン普及啓発リーフレット（抜粋）>



#### 意思決定支援の重要性

- 一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは認知症の人についても同様のことです。



#### 意思決定支援とは

- 認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われる意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、日常生活・社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようするために行う、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

## 実施内容

- 高齢者の権利擁護において、虐待防止と意思決定支援は車の両輪であるため、高齢者権利擁護事業を拡充し、新たに「認知症のある人の意思決定支援研修」を実施
- 講師：社会福祉士等を想定
- 実施規模：3,600名（居宅系 2,400人、施設居住系 600人、サービス付高齢者住宅及び有料老人ホーム600人）
- 実施方法：オンデマンド形式を想定

**令和7年度予算額：17,864千円（意思決定支援研修）**

## 1 現状・課題

### ○認知症基本法の施行

令和6年1月に施行された認知症基本法では、「全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことが基本理念

### ○早期からの意思決定支援の担い手の育成

- ・レカネマブ等による治療が都内で開始され、早期の段階で診断される方が今後増加することが見込まれる
- ・意思決定支援は、軽度の認知症など早期の段階で、本人や家族、関係者等で話し合いながら繰り返し行われることが重要

地域の医療従事者が、認知症のある人の意思決定支援の重要性を理解し、本人の意向を踏まえた適切な医療・ケアが提供できるよう、意思決定支援の知識・手法を学ぶ研修を実施

## 2 実施内容

**目的** 地域の医療従事者が意思決定支援の意味と重要性を理解し、多職種で連携して早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境を整備

### ■対象者

都内の医療機関等に勤務する医療従事者（診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者）

### ■内容

- 1 意思決定支援の必要性
- 2 意思決定支援ガイドラインについて
- 3 意思決定支援のプロセス
- 3 事例紹介

- 実施方法** ライブ配信形式による講義  
**■実施規模** 年1回 定員：600人程度  
**■実施日** 令和8年1月31日（土）予定

## 3 令和7年度予算額

6,609千円

# 認知症サポート検診事業について

参考資料1－4

## 目的

- 区市町村の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発及び新しい治療を望む人がその機会を失わないための情報提供の推進
- 認知機能検査と地域における検診後のサポートを推進

## 事業内容

- 都は、区市町村が実施する事業の経費を補助
- 区市町村は、都が示す事業案を参考に任意の方法で事業を実施 対象：原則として50歳以上の都民

〈普及啓発〉

## 認知症の早期診断・早期支援に関する普及啓発

- 【都】早期診断・早期支援の重要性を啓発するリーフレットの作成・活用等により、都民に対する普及啓発を実施  
【区市町村】地域の実情に合わせた普及啓発により、認知症に関する正しい理解を促進し、リテラシーを向上  
チラシやポスターの掲示等により、検診実施について周知



〈認知機能検査〉

医療機関・  
検診会場

## 検診実施医療機関やイベント会場等において、希望者に対し問診・認知機能検査を実施

- ・医療職（医師・看護師等）が問診・認知機能検査を実施※判定は医師
- ・検査結果の説明は医療職が実施



〈検診後支援〉

区市町村

## 関係機関と情報共有し、対象者へ定期的に連絡・訪問等

（地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症支援コーディネーター）

- ・検診受診者の状態に応じて心理的な支援、定期的な連絡・訪問等
- ・介護・フレイル予防など区市町村が実施する施策等の情報提供

地域の実情に応じて対象者の状況に合わせた支援を実施



連携

地区医師会等の  
もの忘れ健診・  
もの忘れ相談等

かかりつけ医・認知症サポート医・  
専門医療機関等の診療につなぐ

早い段階からの気づきの促進

医療へのアクセシビリティの向上

認知症に関するリテラシーの向上

令和7年度予算額

420,378千円

【補助率】10/10

【補助基準額】人口に応じて段階設定

【実施期間】令和6年度から令和10年度

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円

## 1 現状

- 令和5年12月にアルツハイマー病の進行抑制が期待される認知症抗体医薬「レカネマブ」が販売開始、令和6年11月には「ドナネマブ」が販売開始され、新たな治療薬の実用化が進んでいる
- 治療の対象者はアルツハイマー病の軽度認知障害及び軽度の認知症の方に限られること、一定の施設基準を満たした医療機関のみ投与可能であることについて、都民等に十分に知られていない
- 医療機関等において安全・円滑に治療が実施されるよう、専門職等に対する相談体制の構築や人材育成が必要

## 2 事業内容

### ■都民等の正しい理解の促進のための普及啓発【令和8年1月20日開催@板橋区立文化会館】

- ・都民等を対象とした講演会の実施
- ・普及啓発コンテンツの作成（特設サイト「アルツハイマー型認知症の新しい薬ができました」の充実等）

### ■専門職等向け相談窓口の運用

認知症抗体医薬を用いた治療に精通した医師等が、投与を行う都内医療機関に加え、認知症疾患医療センターや認知症サポート医からの相談に対応するオンライン窓口「DMT掲示板」の運用

### ■認知症疾患医療センター職員向け研修の実施【実施予定：令和7年7月頃、令和7年12月頃】

- ・認知症抗体医薬を用いた治療に関する正確な情報の提供
- ・治療対象となった患者、対象とならなかった患者・家族等へのケア等



### ■認知症抗体医薬による治療における課題等の検証・分析・対応策検討【R7拡充】

都内における認知症抗体医薬による治療に当たっての連携体制の構築や、治療を受ける方とその家族等への支援に当たっての様々な課題等について検証し、対応策を検討

※（地独）東京都健康長寿医療センターの知見も生かしながら、上記取組を実施

## 3 事業期間

令和6年から令和10年度まで

## 4 令和7年度予算額

72,269千円

## 背景・目的

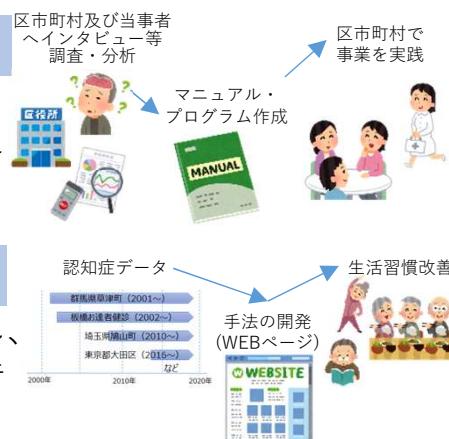
- 令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の予防・診断・治療等に関する研究、認知症のある人の社会参加の在り方や、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境整備等の調査研究などの「研究等の推進等」を、都道府県の基本的施策の一つとして位置付け
- 都はこれに先立ち令和5年度から、認知症のある人が社会の一員として尊重されるとともに、希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、「TOKYO認知症施策推進プロジェクト」を始動

→令和7年度は、東京都健康長寿医療センターのこれまでの認知症研究の成果を活かし、共生社会の実現を推進するため東京都認知症施策推進計画を下支えする4つの研究等プロジェクトを積極的に展開

## 事業概要

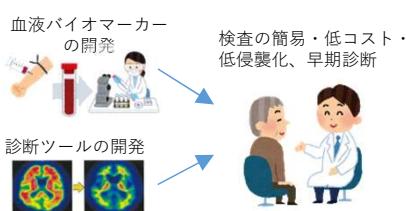
## 地域における共生社会の実現に向けた取組【新規】

認知症のある人の社会参加に向けたマニュアル作成及び「空白の期間」に係る支援を推進するプログラム開発を通じて区市町村の社会参加事業等取組を支援



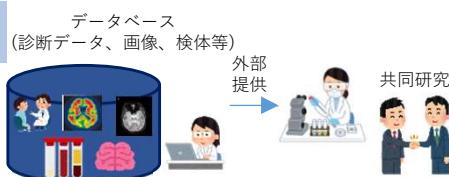
## 統合コホートを活用した認知機能低下抑制研究【新規】

統合コホートデータを活用した認知症研究をさらに推進し、認知機能低下抑制につながる生活習慣の改善を提案する手法を開発し高齢者の行動変容を促進



## 認知症検査・早期診断に資する取組【一部新規】

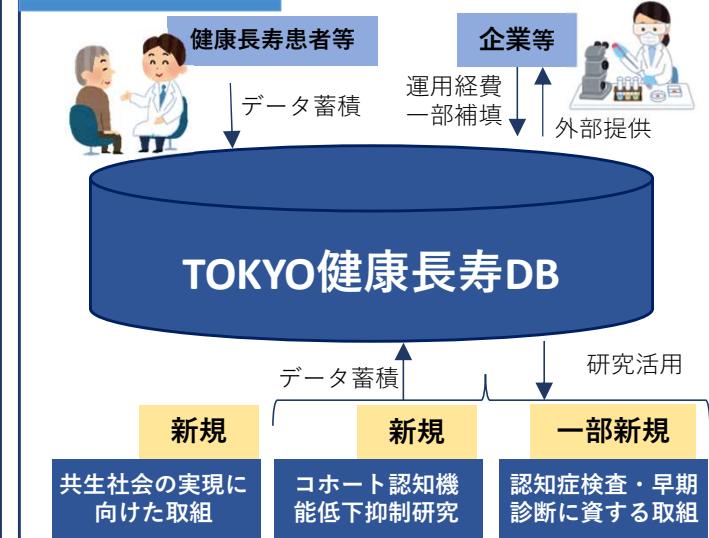
認知症検査の簡易・低成本・低侵襲化、早期診断につながるバイオマーカーや、認知症抗体医薬の新薬の承認を見据えた診断ツールを開発



## TOKYO健康長寿DBの運用

TOKYO健康長寿DBを運用し、共同研究や外部提供により認知症の新規治療・創薬等研究の基盤として活用

## イメージ

区市町村・  
地域包括支援センター

社会参加マニュアル・「空白の期間  
支援」プログラムを活用

## 医療機関

バイオマーカー、  
診断ツール活用

都民への還元  
共生社会の実現